

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年3月30日（平成29年（行情）諮問第116号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（行情）答申第211号）

事件名：平成28年司法試験実施状況報告書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書1ないし文書8（以下、順に「文書1」ないし「文書8」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定については、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求（平成28年10月11日付け受付第435号及び同第436号）に対し、同年11月10日付け法務省人試第234号（上記受付第435号の開示請求に対し、文書1ないし文書6を特定してなされた決定）及び同日付け法務省人試第235号（上記受付第436号の開示請求に対し、文書7及び文書8を特定してなされた決定）により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、原処分を取り消すとの決定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 審査請求をするに至った理由

平成28年度司法試験において、特定会場Aでは30分程度の試験時間の中断があったと聞きました。

司法試験論文試験は、120分と決められた時間において、答案用紙8頁ほどの解答を示すものです。当然、法的知識や思考力が問われていますが、毎年、採点実感で「途中答案が多かった」、「全ての問いに答えていなかった」とあるように、時間との闘いでもあります。

大半の受験者は、設問を読んだ後、答案構成をし、答案構成が済んだ後、一気に答案を書きあげます。また、時間が限られていることから、答案構成が未了であったとしても、設問に答えきるために答案を書き始めることさえあります。そのため、考えることのできる時間は、多ければ多いほど受験者にとってはありがたいのです。

このような実情の中，特定会場Aでは，他の試験会場と比べ30分ほども長く思考する時間があったのであれば，特定会場Aの受験者は，他の会場よりも有利であったといえます。

司法試験は，みな，人生の中の貴重な時間を全て注ぎ，多くの労力をかけて臨む試験です。にもかかわらず，合格率は25%ほどしかありません。また，不合格者の中には，合格者との得点にわずかな差しかなく，あと少しの時間があったら合格できたのに，という者も少なくありません。

当然，私も昔は受験生であったのであり，多くの時間を司法試験に費やしてきました。試験時間の制約の厳しさも，とてもよくわかっています。

このように，精一杯頑張ってきた試験が不平等に扱われ，合格すべき者が不合格になったのではないかと，逆に不合格であったのに，たまたま合格できた者があるのではないかと思うと，悲しいです。

私は，真実が知りたいのです。公平に試験が行われていたのか，30分の試験の中断が全く試験に影響を与えなかったのか。

私は，司法試験が大好きでした。しかしそれは，みなが同じ条件の下，公平な試験がなされていることが前提です。かかる前提で，自分の努力が報われるからこそ，司法試験は国内最高峰の試験といえると思います。

どうか，開示してほしいです，努力してきた人が報われ，より司法試験が国民の信頼を得た試験といえるためにも，真実を教えてほしいと思っています。

イ 審査請求の理由

(ア) 総論

法5条は，不開示事由を限定列挙し，原則として公開を義務付けている。

同条がかかる体裁を取っている趣旨は，広く情報を国民に開示し，行政の国民に対する説明責任を全うさせ，もって行政の信頼を確保することにある。

かかる趣旨に照らし，開示する範囲を広くすべく，限定列挙事由は狭く解釈する必要があるし，真に不開示とする必要のない部分は，文章の意味が通じなくとも開示すべきである。

また，行政処分に対し審査請求による不服申立ての制度を設けた法の建前上，不開示決定とする場合にはその理由を明らかにし，一部不開示とした場合は，当該不開示部分に不開示事由が存在することが一定程度推認できる形で不開示としなければならない。

(イ) 文章全体を黒塗りにしている点

文章全体を黒塗りにし、本来はどのような記載がなされているか、何について記載されているかが不明な程度に黒塗りをしては、当該部分に何が記載されているかを窺い知ることができず、どの不開示事由に抵触するかさえ推認することができない。

そのような方法で不開示決定をしては、被処分者は不服申立てをすべきか否かの判断ができず、不開示事由が記載されていないとさえ考えてしまい、行政に対する国民の信頼を保てない。

よって、かかる方法による不開示決定は違法である。

(ウ) 下記第3の1(2)ウ(ア)及び(エ)の不開示理由

受験番号、受験者の行動については、開示により当該会場にいた者の中の数名に個人を特定されてしまうおそれはある。

しかし、試験監督者の行動については、受験者とは異なり公正な試験が行われたか否かを知りたい者にとっては価値のある情報であるうえ、試験監督者の行動から、試験監督者が特定され、当該試験監督者の権利利益を害することはない。

そして、文書の性質上、本件開示請求文書には試験監督者の行動が記載されているはずであり、受験者に関する情報以外については開示の対象になるはずである。

また、受験者との行動であっても、受験者全体の行動については、上記特定等のおそれはないから、開示が可能な部分であるはずである。

したがって、受験者全体の行動及び試験監督者の行動については開示すべきである。

(エ) 下記第3の1(2)ウ(イ)及び(オ)の不開示理由

司法試験委員会の中でなされた会議、審議・検討・協議の内容については、それらの透明性を図ること自体が意思決定の中立性に資するはずである。

また、会議等の結果として、なんらの是正措置を採らないという結論については法務省のホームページ上で公開されているのであるから、かかる結論に至るにあたり参考とされた賛成意見については、結果の相当性を疑わしめるものではないのであるから開示すべきである。

(オ) 下記第3の1(2)ウ(ウ)及び(カ)の不開示理由

そもそも、本件文書の中には、試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事柄のうち、受験者全員が知っている事実（例えば、試験開始の時刻や試験開始の号令があったこと等）も記載されているはずであり、かかる事実も墨塗りにしている点で違法である。

すなわち、実際になされた試験実施業務従事者の行動の中にも、試験妨害や不正行為に関しない行為も存在するはずであり、かかる行為に関しては、③の不開示事由にはあたらない。

また、本件における特定会場Aのトラブルは、法務局内の審議の結果、試験には影響しなかったとの結論になったはずである。そうすると、特定会場Aの試験実施業務従事者の対応内容は、問題がなく適式な内容であったはずである。そのため、かかる適正な内容の対応が公になったところで、不正を企む者がその適正な対応を利用することはできないのであるから、そもそも法5条6号イの事由に該当しないのである。

(カ) まとめ

以上より、本件文書に記載されている内容のうち、受験者全員になされた措置及び試験監督員の行動については、法5条各号のいずれにも該当しないため、少なくともこれらの記載については開示されるべきである。

(2) 意見書1

頭書諮問事件につき、法務省作成の理由説明書（下記第3の1。以下同じ。）に対する審査請求人の意見を記載することを目的とする。

なお、略称については、理由説明書で用いられたものと同様とする。

ア 争点

(ア) 法務省は、理由説明書中、「(1) 司法試験，平成28年司法試験の実施状況及び同試験論文式試験の試験時間の中断事案について」において、司法試験に関する一般論を述べているところ、審査請求人としては、かかる一般論については認める。

(イ) 本件対象文書の一部を不開示とした理由のうち、受験者及び司法試験実施業務従事者の氏名が法5条1号に該当すること等、文書1ないし8に記載された内容の中で、法5条各号に該当する情報が含まれうることについては争わない。

もっとも、開示された文書は大部分に墨塗りがなされており、法務省の説明によるならば、墨塗りがなされている箇所はいずれも法5条各号に該当する情報が記載されていることとなる。

しかし、文書に記載された文章のうち、法5条各号に該当しない情報も含まれるはずであり、本件対象文書の記載のうち、かかる情報は開示されるべきである。

そのため、まずは本件対象文書において不開示とされた範囲が適正か否か審査を求める。

(ウ) 下記第3の1(2)ウ記載の不開示とした理由に対する意見

a 文書1ないし6に記載された情報のうち、受験者及び司法試験

実施業者の氏名が法5条1号に該当すること、司法試験の合格者を判定するための考査委員会議及び合格者の決定のための司法試験委員会における審議・検討・協議に関する情報のうち、中断事案に関しない部分が法5条5号に該当することは認める。

b 文書7ないし8につき、受験者番号が法5条1号に該当すること、司法試験の合格者を判定するための考査委員会議及び合格者の決定のための司法試験委員会における審議・検討・協議に関する情報のうち、中断事案に関しない部分が法5条5号に該当することは認める。

c 争いがある点としては、①文書1ないし8に記載された司法試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事柄が法6号本文及びイに該当すること、②文書7及び8に記載された受験者の行動が法5条1号に該当することである。

まず、①司法試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事柄は、そのすべてが関係者以外に知り得ない情報ではなく（例えば問題文の配布行為は受験生であっても知り得る。）、同様にそのすべてが試験妨害行為や不正行為を容易にする情報ではない。

次に、②文書7及び8に記載された受験者の行動について、受験者全体の行動であれば個人の権利利益を害するおそれはない。理由説明書においては、何ら理由を付することもなく同号に該当するとの結論を述べるのみであり、理由説明として不十分であると言わざるを得ない。

イ 法務省の主張する法5条各号の該当性判断について（下記第3の1（3））

（ア）法5条1号該当性について

理由説明書において、要旨、①個々の司法試験実施業務従事者の氏名が特定個人情報であること、②司法試験実施業務従事者の行動が公になれば、公表されている情報と合わせて特定個人を識別することが可能になることを述べる。

このうち①個々の司法試験実施業務従事者の氏名が特定個人情報であることに争いはなく、その氏名は法5条1号には該当することは認める。

しかし、②につき、インターネットで閲覧可能な司法試験実施委託業者は、会社名のみであって、具体的な社員の名前もわからず、個々の司法試験実施業務従事者の氏名は公開されていない。

そのため、司法試験実施行従事者の行動が公にされることがあっても、かかる行動から当該司法試験実施業務従事者の氏名等の個

人情報を知ることは不可能である。

したがって、特定個人のプライバシーや名誉を害することもないのであるから、司法試験実施業務従事者の行動に関する情報は法5条1号に該当しない。

(イ) 法5条5号該当性について

下記第3の1(3)記載の「イ 法5条5号該当性について」のうち、第1段落及び第2段落については一般論であり、開示を求める情報と関連しないため争わない。

文書7及び文書8に記載された情報のうち、「中断事案に関しては特段の措置を採らないとの結論に至った経緯等を推知させる内容」については、当該結論が示されている以上、法務省が想定するような問い合わせや批判が新たに生じるとは考えられない。

また、文書1ないし文書6に記載されている「中断事案発生直後の対応状況やその後の経過状況の詳細」については、行政の透明性確保のために公開すべき情報であり、これを公開したからといって考査委員自身に対する批判や問い合わせが生じるとは考えられず、率直な意見交換が損なわれることにならない。

(ウ) 法5条6号該当性について

本件中断事案において、どのような措置がなされたかについて、そのすべてを開示することはできないとしても、少なくとも問題の生じた特定会場Aの受験生が認識できた事実（何時に試験を中断し、中断している間の待機している受験生の様子等）については関係者以外に知りえない情報ではない。

また、各試験室の監督員や監督補助員がどのように配置されているかについては受験生であれば実際に試験室内の様子を見ており了知している情報なのであるから、これが開示されたとしても妨害行為や不正行為が行われるおそれはない。

さらに、このまま中断事案に関しては特段の措置を採らないとの結論のみが開示され、その結論に至った経緯等が開示されなければ、今後も同様の対応がなされることを予想した不正行為を企図する者が、急病を装って答案構成の時間を延ばそうとするおそれもある。当然、何らかの特段措置を採らないとの結論に至る中で、かかる急病を装う者に対する対処も話し合われていると思われるが、それを開示しないのであれば、短絡的に試験時間を中断させようと企む者が出てくるおそれすらある。

したがって、法5条6号該当性も認められない。

(エ) その他理由説明書の記載について

下記第3の1(3)において、審査請求人の審査請求の理由の要

旨をまとめている箇所があるが、そのまとめ方が恣意的である。

審査請求人が一番疑問に感じているのは、文書全体を墨塗りにしており、不開示事由が含まれる情報以外も墨塗りになっているのではないかという点であるが、この点について何ら説明がなされていない。

また、「試験監督者が特定されたとしてもその権利利害を害することはないこと」を主張していると記載しているものの、審査請求人は「試験監督者が特定」される情報の開示は求めておらず、審査請求人の主張を曲解している。

そして、理由説明書では審査請求人の主張の要旨をまとめているにもかかわらず、その後の記載では審査請求人の主張に対する直接的な反論がなされていない。

そのため、審査請求人の主張を踏まえた審査を求める次第である。

(3) 意見書2

頭書諮問事件につき、法務省作成の補充理由説明書（下記第3の2。以下同じ。）に対する審査請求人の意見を記載することを目的とする。

なお、略称については、上記補充理由説明書で用いられたものと同様とする。

ア そもそも、法5条の条文構造上、行政文書は原則開示すべきこととされ、不開示情報を限定列挙している。

その趣旨は、行政文書が国民の財産であることから、情報の偏在化を防ぎ、国民の知る権利を充足させることにある。

かかる趣旨から、不開示とすべき範囲についても限定的に解すべきであり、法5条2号イに規定される「おそれ」については、抽象的なものでは足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。

イ 文書5、文書6及び文書8に添付された「第3室の図面」に記載された部屋番号が公にされることと、法5条2号イに該当することとは関連性がなく、妥当ではない。

諮問庁は、「イベント等で、トラブルが発生した特定会場Aの当該部屋の使用を避ける者等が出てくることが予想される」と主張するものの、その根拠は不明確である。

そもそも、平成28年度司法試験論文式試験の中断は、特定会場Aの設備や運営スタッフが原因で生じたわけではなく、偶然、受験生が（略）したことに起因する。

そのため、仮に試験が中断した特定会場Aの部屋番号が特定されたとしても、会場に問題があったわけではない以上、当該部屋の使用を避けようとするものが出るとは考えられない。

また、仮に、試験会場として用いる場合に、トラブルがあった部屋は縁起が悪いというような評価がなされることを主張しているのであれば、その部屋というよりは特定会場Aの使用それ自体が縁起の悪い会場であると評価がなされる可能性も考慮しなければならない。

そして、特定会場Aの使用自体は縁起が悪くないが、当該部屋は縁起が悪いというのであれば、その違いが何であるかを明確に説明できなければ、合理的な説明とはいえない。

以上より、諮問庁が指摘する「イベント等で、トラブルが発生した特定会場Aの当該部屋の使用を避ける者等が出てくる」ことにより、法人の権利が害される「おそれ」は抽象的なものであって、法5条2号イには該当しない。

ウ また、当該部屋番号は既に公になっているといえる。

なぜなら、司法試験の受験者のうち、特定会場Aで受験した者であれば、どの部屋でトラブルが発生したか認識できているからである。

そのため、かかる情報については、一般に公になっているといえるから、上記各文書の開示によって初めて法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報とはいえない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 司法試験制度、平成28年司法試験の実施状況及び同試験論文式試験の試験時間の中断事案について

ア 司法試験の概要

司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士といった法曹実務家となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験である（司法試験法1条1項）。

司法試験の受験資格者は、法科大学院を修了した者、又は、司法試験予備試験に合格した者であり、これらの者が受験資格を取得してから最初の4月1日から5年を経過するまでの間、司法試験を受験することができる（同法4条1項）。

司法試験は、毎年1回、5月中旬頃に実施され、短答式試験と論文式試験による筆記の方法で行われている（同法2条1項）。

イ 司法試験の運営体制の概要

司法試験に関する事項を適正に管理するために、国家行政組織法8条及び司法試験法12条1項の規定に基づき、法務省の所轄の下に、委員7名から構成される司法試験委員会が置かれ、司法試験委員会において、司法試験の実施に関する事務等をつかさどる（同法12条2項）。

司法試験委員会の庶務は、法務省大臣官房人事課（以下「人事課」

という。)が行うこととされ(司法試験委員会令7条),同課所属の法務省職員において,司法試験委員会の庶務を行っている。

司法試験委員会の下には,司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるための司法試験考査委員(以下「考査委員」という。)が置かれている(同法15条1項)。

考査委員は,司法試験委員会の推薦に基づいて,司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから,法務大臣によって,毎年の試験ごとに任命される,非常勤の国家公務員である(同法15条2項,3項)。

考査委員には,問題作成の段階から関与し,採点,合格者の判定に至る全過程の職務に従事する考査委員(以下「問作委員」という。)と,採点の段階から関与し,合格者の判定までの職務に従事する考査委員(以下「採点委員」という。)がある。

問作委員は,試験実施前年の10月頃に任命されてから5月の試験実施までの間,問題の作成を行い,試験実施後,論文式試験答案の採点,合格者の判定などの職務に従事し,採点委員は,試験実施後である6月頃に任命されてから,問作委員とともに論文式試験答案の採点,合格者の判定などの職務に従事している。

司法試験の合格者は,考査委員の合議による判定に基づき司法試験委員会が決定することとされている(同法8条)。そして,この考査委員の合議は,考査委員の会議(以下「考査委員会議」という。)を開いて行うこととされている(司法試験委員会令2条1項)。考査委員会議は,考査委員の3分の1以上が出席しなければこれを開催し議決することはできず,その議事については出席した考査委員の過半数で決することとされている(同令4条)。

そして,考査委員会議は,非公開とされており(司法試験委員会議事細則9条1項),議事要旨を作成し公表することとされている(同条2項)。

ウ 平成28年司法試験の実施状況

平成28年司法試験は,平成28年5月11日,12日,14日,15日の4日間にわたり,全国7試験地において実施されており,開始初日から3日間にわたり論文式試験が実施され,最終日に短答式試験が実施された。

平成28年司法試験は,例年の司法試験実施業務と同様,法務省職員の指揮監督の下,一般競争入札手続によって落札した司法試験実施委託業者から派遣される試験運営担当者によって,試験業務が実施運営された。

全国7試験地10か所に設けられた各試験会場においては,法務省

職員である法務省責任者及び法務省副責任者の指揮監督の下、試験運営担当者である運営責任者、運営責任者を補佐する運営副責任者及び相当数の試験実施員によって試験業務が実施運営されている。この試験実施員は、試験事務室の試験業務に従事する会場係員、会場入口から試験室へ受験者の誘導を行う会場整理員、個々の試験室の責任者として試験を監督する監督員及び監督員の指揮を受けて試験監督の補助を行なう監督補助員で構成されている。

試験実施後、同年6月1日に開催された考査委員会議において、平成28年司法試験の短答式試験の合格に必要な成績の判定が行われ、翌2日に短答式試験成績発表が行われた上、短答式試験の合格に必要な成績を得た者については、引き続き、考査委員によって、論文式試験答案の採点が行われた。

その後、同年9月5日に開催された考査委員会議において、論文式試験及び短答式試験の総合評価に基づき平成28年司法試験の合格者の判定（最終及落判定）が行われ、同判定に基づき、同日開催された司法試験委員会において、平成28年司法試験の合格者が決定された上、翌6日、合格発表が行われた。

エ 平成28年司法試験論文式試験の試験時間の中断事案について

平成28年5月12日（木）午後1時15分から午後3時15分までの間に実施された論文式試験民事系科目第2問（商法分野）の試験時間中に、東京都試験場特定会場A特定室Bにおいて、受験者1名が体調不良を生じたことから同室の試験時間を一時中断するという事案が発生した（以下「中断事案」という。）。

中断事案については、司法試験委員会の庶務担当である人事課職員において事実確認を行った上、同年6月1日開催の短答式試験成績判定に係る考査委員会議で報告がなされ、同事案への対応について最終及落判定に係る考査委員会議の際に改めて協議することとされた（別添資料1議事要旨参照（略））。

そして、同年9月5日開催の最終及落判定に係る考査委員会議において、協議の結果、中断事案について特段の調整措置は採らないこととされた上（別添資料2議事要旨参照（略））、平成28年司法試験における合格者の判定が行われた。

（2）本件対象文書の一部を不開示とした理由について

ア 本件対象文書

審査請求人は、平成28年10月8日付け行政文書開示請求書において、「平成28年司法試験論文式試験民事系科目第2問の実施報告書その他試験の実施に関する文書」の開示を求めるとともに（開示請求の受付番号第435号）、中断事案に関し、短答式試験成績

判定に係る考査委員会議，及び，最終及落判定に係る考査委員会議の際に協議された「具体的内容が記載された一切の文書」の開示を求めたものである（前同第436号）。

そこで，本件対象文書として，第435号については，①「平成28年司法試験実施状況報告書」（文書1），②「看護結果報告書（5月12日）」（文書2），③「電話録取書」（文書3），④「報告書」（文書4），⑤「聴取報告書5通」（文書5），⑥「事実確認経過等に関する報告書」（文書6）の合計10文書を特定し，第436号については，⑦「平成28年司法試験論文式試験民事系科目第2問における試験時間の中断について」（文書7），⑧「試験中断事案の分析資料」（文書8）の2文書を特定した上，平成28年11月10日，その一部を開示する旨の決定を行った。

イ 本件対象文書の概要

（ア）文書1について

文書1は，実施委託業者から派遣された各試験場の運営責任者において各試験日の試験終了後に作成した試験実施・運営状況に関する報告書である。

（イ）文書2について

文書2は，各試験場に派遣されている看護師において作成した看護状況に関する報告書である。

（ウ）文書3ないし文書6について

文書3ないし文書6は，中断事案について，人事課職員が関係者から聴き取りを行った内容をまとめた報告書である。

（エ）文書7について

文書7は，平成28年6月1日開催の短答式試験成績判定に係る考査委員会議において使用された会議資料であり，中断事案の事実経過等が記載されている。

（オ）文書8について

文書8は，平成28年9月5日開催の最終及落判定に係る考査委員会議において使用された会議資料であり，中断事案の事実経過や試験結果への影響の有無を分析した内容等が記載されている。

ウ 本件対象文書の一部を不開示とした理由

文書1ないし文書6には，いずれも，以下（ア）ないし（ウ）の情報が記載されていることから，当該情報が記載されている部分を不開示としたものである。

- （ア）受験者及び司法試験実施業務従事者の氏名等が記載されており，これらは特定の個人に関する情報であって，当該情報に含まれる氏名，その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

であり、また、受験者の行動等が記載されており、これらは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当する。

(イ) 司法試験の合格者を判定するための考査委員会議及び合格者の決定のための司法試験委員会における審議・検討・協議に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、特定の受験者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼしたりするおそれがあり、同条5号に該当する。

(ウ) 司法試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事柄等が記載されており、関係者以外には知り得ない情報であって、これを公にした場合、今後試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、それらの行為を容易にするなどし、試験の公正性・公平性の確保が害されるおそれがあり、試験の実施という事務の性質上、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を判定することを目的とする司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号本文及びイに該当する。

また、文書7及び文書8には、いずれも、以下(エ)ないし(カ)の情報が記載されていることから、当該情報が記載されている部分を不開示としたものである。

(エ) 受験番号、受験者の行動等が記載されており、これらは特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であり、法5条1号に該当する。

(オ) 司法試験の合格者を判定するための考査委員会議及び合格者の決定のための司法試験委員会における審議・検討・協議に関する情報が記載されており、これを公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、特定の受験者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼしたりするおそれがあり、同条5号に該当する。

(カ) 司法試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事柄等が記載されており、関係者以外には知り得ない情報であって、これを公にした場合、今後試験妨害行為や不正行為をもくろむ者において、それらの行為を容易にするなどし、試験の公正性・公平性の確保が害されるおそれがあり、試験の実施という事務の性質上、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、同条6号本文及びイに該当する。

これに対し、審査請求人は、試験監督者の行動は公正な試験が行われたか否かを知りたい者にとっては価値ある情報で、試験監督者が特定されたとしてもその権利利害を害することはないこと、司法試験委員会の中でなされた会議等の内容についてその透明性を図ること自体が意思決定の中立性に資すること、その結論は公開されており、かかる結論に至る賛成意見については結果の相当性を疑わしめるものでなく開示すべきであること、試験実施業務従事者の対応内容には受験者全員が知っている事実や試験妨害・不正行為に関しない行為も存在するはずであること、試験実施業務従事者の対応内容は問題がなく適式な内容であったはずであり公になっても不正を企む者がそれを利用することはできないはずであることを主張し、不開示情報に該当しないと申し立てている。

しかし、以下に述べるとおり、本件対象文書の不開示部分は、上記各不開示情報に該当し、審査請求人の上記主張に理由はない。

(3) 審査請求人の主張に理由がないことについて

ア 法5条1号該当性について

司法試験実施委託業者は、一般競争入札手続によって落札した委託業者であることから業者名が公表されている。しかしながら、司法試験実施委託業者から派遣された個々の司法試験実施業務従事者の氏名等は一切公表されていない特定個人情報である。また、仮に、本件対象文書に記載されている、これらの者の行動等が公にされることとなれば、公表されている業者名や担当した試験会場等の情報と合わせて特定個人を識別することが可能となる上、インターネット上で拡散されて特定個人の名誉・プライバシーなどの権利利益を害するおそれがある。実際、中断事案は、平成28年司法試験受験生を中心として大きな注目を集めインターネットのサイト上でも様々な風聞が流布しており、当時中断事案の発生した試験場で対応した個々の司法試験実施業務従事者の権利利益が著しく損なわれるおそれがある。

したがって、本件対象文書は、いずれも法5条1号に該当する。

イ 法5条5号該当性について

考査委員会議の議事は、司法試験委員会議事細則9条1項により公開しないこととされている。これは、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定するという司法試験の目的（司法試験法1条）を全うするためには、法曹三者及び学識経験者の中から選ばれた考査委員が、それぞれの所属する組織・団体から独立した立場で、その学識と良心に従って中立かつ公正に問題作成、採点及び合格判定を行う必要があり、考査委員会議にお

いてもそれぞれの学識等に基づいた率直かつ自由闊達な意見の交換を行い、中立かつ公正に意思決定を行うことが必要不可欠であるからである。

考査委員会議の議事のうち、合格者の判定に関する協議内容は、当該年の司法試験受験者、将来における受験予定者及び過去の受験者など多数の者において極めて強い関心を有している事柄であり、その一方で、事後的に、判定の経過や結果に対して問い合わせがなされたり、批判が加えられたり、誤った前提を基にした憶測が流布したりするおそれが高い事柄でもある。そして、不合格者の中には、考査委員会議における個別の考査委員の発言に限らず、判定の前提となった事柄や判定に至る過程などにも不満を持つ者が生じ得るのであり、そのような者から考査委員会議に出席した考査委員に対して、後日の問い合わせ、非難、中傷等の心理的圧迫となる行為がなされるおそれがある。仮にそのような心理的な圧迫が加えられれば、考査委員による率直かつ自由闊達な議論が阻害されるおそれがある。現に、事務局には、司法試験の試験実施後には、個々の受験者からの成績に関する問い合わせが電話等で多数寄せられているほか、過去には、司法試験に落ちた腹いせに、法務・検察幹部が脅迫されるなどした事件が複数生じている。このように、考査委員会議の議事を全て公表した場合、考査委員において、物理的・心理的圧迫を避ける心理から、自由闊達な議論を回避し、事後的な説明が容易な単純かつ画一的な基準による合否判定を行うことになりかねず、司法試験で求められる必要な能力評価が困難となり、司法試験が適切な判定機能を果たせなくなるという多大な弊害が生じることになる（別添3判決書参照（略））。

文書7及び文書8は、正に考査委員会議の協議の一部を構成する会議資料であるところ、会議資料は、個々の考査委員の発言が記載されたものではなく考査委員会議の際に参考とされた資料ではあるが、合格点として特定の点数が決定される前提として、中断事案に関しては特段の措置を採らないとの結論に至った経緯等を推知させる内容が含まれており、合否判定に至る意思決定の過程等を推知させ得る基の資料である。そのため、当該資料を公にした場合、上記のような問い合わせや批判等は、個々の考査委員の発言内容に限らず、判定の前提となった事柄や判定に至る過程などに対しても生じ得るものであって、結果として、これら会議資料に基づく考査委員による率直な意見交換が損なわれたり、考査委員会議による意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから議事の非公開性を害することとなる。

なお、考査委員会議において用いられた合格者の判定等に関する資料については、合格判定の経過や合格基準等が推知されたり誤解されたりすることを防止する観点から、同会議後には各考査委員からも回収する運用となっており、文書7及び文書8についても同様に回収されている。

また、文書1ないし文書6は、考査委員会議の会議資料そのものである文書7及び文書8の前提となった原資料であり、これらの文書には、文書7及び文書8の記載内容を構成する中断事案の事実経過を認定する基となった、中断事案発生直後の対応状況やその後の経過状況の詳細がそれぞれ具体的に記載されており、これらを公にした場合、文書7及び文書8といった会議資料そのものを公にすることに等しく、結果として、これら会議資料に基づく考査委員による率直な意見交換が損なわれたり、考査委員会議による意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから議事の非公開性を同様に害することとなる。

したがって、本件対象文書は、いずれも法5条5号に該当する。

ウ 法5条6号該当性について

司法試験は、上記(1)記載のとおり、法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり、厳格な公正性・公平性の確保が求められている。

そして、試験実施の公正性・公平性を確保するためには、厳格な試験時間の管理、及び、試験問題等の管理を行うことが必要不可欠であるところ、かかる管理を妨害し試験の円滑な進行を妨げるような試験妨害行為を防止する必要性が極めて大きい。また、当然ながらカンニングなどの不正行為を看過すれば、試験結果の公正性・公平性を保つことはできないのであって、かかる不正行為を防止する必要性も極めて大きい。

このような試験妨害行為や不正行為の防止は、いずれの試験でも要請されるところではあるが、法曹となるために必要な学識及びその応用能力の判定を行うことを目的とする国家試験である司法試験においては、とりわけ強く要請されている(司法試験法10条等)。

さらに、試験実施に際しては、多数の受験者からの質問への対応、突発的事態への対応等を含め、実際に生じる様々な事象に応じた対応が必要となるところ、そのような様々な場面における具体的な対応は、司法試験実施業務従事者個々の状況に応じた迅速かつ適切な対処が必要となる。

これらの司法試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事

柄等は、関係者以外には知り得ない情報であって、これらを公にした場合、試験の公正性・公平性の確保が害されるおそれがあり、司法試験の適正な実施運営に著しい支障を及ぼすおそれがある。すなわち、中断事案における司法試験実施業務従事者の対応内容は、本来関係者以外には知り得ない配置態勢、突発的事態が発生した場合の対応策を推知せしめる情報にほかならないところ、今後試験妨害や不正行為を企図した者が生じた場合、各試験室の監督員や監督補助員がどのような態勢で配置されているか、いかなる対応を採るかについて相当程度推知させる情報を与えることとなり、その結果、各試験室でこれらの者が対応困難となるようにあえて急病を装った妨害行為に及んだり、それに伴う不正行為等に及んだりすることを容易ならしめるおそれが極めて大きい。

そして、このようなおそれは、中断事案を含めた各試験日の実施・運営状況に関する情報を開示すること自体によって生じるものであるから、妨害行為や不正行為に関しない情報と切り分けることはできず、中断事案の発生当時に当該試験室の受験者の目に触れた事実であるか否かを問わない。

したがって、本件対象文書は、いずれも法5条6号本文及びイに該当する。

(4) 結論

以上のとおり、対象文書の不開示部分については、法5条1号、5号及び6号に該当する情報が記載されていることから、これらを不開示とした原決定は相当である。

2 補充理由説明書

文書5、文書6及び文書8に添付された「第3室の図面」を一部不開示とした理由について補足する。

上記図面には、試験が中断した特定会場Aの部屋番号が記載されており、これを公にした場合、イベント等で、トラブルが発生した特定会場Aの当該部屋の使用を避ける者等が出てくることが予想され、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イに該当するため不開示とすることが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|----------------|
| ① 平成29年3月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月17日 | 審議 |
| ④ 同年5月2日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ 同月15日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

- ⑥ 同年6月20日 審議
- ⑦ 同年7月7日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同月10日 審議
- ⑨ 同月31日 審議
- ⑩ 同年8月4日 審査請求人から意見書2を收受
- ⑪ 同年9月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

- (1) 本件各開示請求は、別紙の1に掲げる開示請求文書について開示を求めるものであり、処分庁は、文書1ないし文書8を特定し、その一部を法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、不開示理由に法5条2号イを追加した上で原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する（なお、審査請求人は、不開示部分の一部につき不開示情報に該当することは争わないとしているが、その部分は必ずしも明らかではない上、審査請求の趣旨として原処分の取消しを求めていることから、不開示部分の全部につき不開示情報該当性を検討することとする。）。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 文書1について

ア 諮問庁は、文書1は、実施委託業者から派遣された試験場の運営責任者において各試験日の試験終了後に作成した試験実施・運営状況に関する報告書であり、文書1の不開示部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイに該当する旨説明する。

イ 文書1を見分すると、文書1は、平成28年5月12日に特定会場Aで行われた平成28年司法試験に係る実施状況報告書であるところ、文書1の不開示部分には、司法試験実施業務従事者の役職、氏名及び印影並びに当該試験地で行われた司法試験の実施・運営状況に関して、中断事案を含めた司法試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事柄等が具体的に記載されていると認められる。

ウ 上記イの文書1に係る不開示部分のうち、司法試験実施業務従事者の氏名、役職及び印影について、諮問庁は、当該従事者は委託業者であり、当該氏名等は一切公表されていない旨説明し、これを覆すに足りる事情は認められない。そうすると、当該氏名及び印影については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないし

ハに該当する事情は認められない。そして、当該氏名及び印影は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もなく、法5条1号に該当し、同条5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ しかしながら、上記イの文書1に係る不開示部分のうち、文書1の1枚目5行目の司法試験実施業務従事者の役職部分については、上記第3の1(2)イ(ア)のとおり、既に当該役職が明らかにされていると認められることから、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。そうすると、当該役職部分については、同号の不開示情報に該当するとは認められず、また、これを公にしても、考査委員会議の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、特定の受験者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼしたりするおそれも認められないことから、同条5号に該当せず、さらに、司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないため、同条6号柱書き及びイにも該当しない。

したがって、当該役職部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ その余の不開示部分については、その記載内容から、これを公にすると、本来関係者以外には知り得ない試験場における配置態勢や、突発的事態が発生した場合の対応策を推知させる情報が明らかになることから、今後試験妨害や不正行為を企図した者が生じた場合、各試験室の監督員や監督補助員がどのような態勢で配置されているか、いかなる対応を採るかについて相当程度推知させる情報を与えることとなり、その結果、各試験室でこれらの者が対応困難となるようにあえて急病を装った妨害行為や、それに伴う不正行為等に及んだりすることが容易になる旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分は、これを公にすると、司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることと認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、5号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2について

ア 諮問庁は、文書2は、試験場に派遣されている看護師において作成した看護状況に関する報告書であり、文書2の不開示部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイに該当する旨説明する。

イ 文書2を見分すると、文書2は、平成28年5月12日に特定会場Aで行われた試験に関して作成された看護結果報告書であるところ、文書2の不開示部分には、看護結果報告書の様式中に、看護師の氏名が記載され、また、その余には、中断事案に係る特定の受験者に

対する看護状況等が具体的に記載されていると認められる。

ウ 上記イの文書2に係る不開示部分のうち、看護師の氏名については、特定の看護師個人の氏名が記載されていることから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。そして、当該氏名は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もなく、法5条1号に該当し、同条5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ その余の不開示部分（下記オの様式の表頭の記載部分を除く。）については、その記載から特定の個人を識別することはできないが、看護の状況という特定の受験者の人格等に密接に関係する情報であると認められることから、これを公にすると、個人の権利利益を害するおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。そうすると、当該部分は、法5条1号本文後段に該当するところ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められないことから、同条5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ しかしながら、上記イの文書2に係る不開示部分のうち、様式の表頭の記載部分については、看護結果報告書の類の書面に一般的に記載される項目名であると認められることから、これを公にしても、特定の個人が識別されたり、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条1号に該当せず、また、考査委員会議の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、特定の受験者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼしたりするおそれも認められないことから、同条5号に該当せず、さらに、司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、同条6号柱書き及びイにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(3) 文書3について

ア 諮問庁は、文書3は、本件中断事案について、人事課職員が関係者から聴き取りを行った内容をまとめた報告書であり、文書3の不開示部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイに該当する旨説明する。

イ 文書3を見分すると、文書3は、中断事案について、人事課職員が特定の関係者から具体的に聴き取りを行った内容をまとめた報告書であるところ、文書3の不開示部分には、特定の日時や相手方に関する情報及び電話でのやり取りが具体的に記載されていると認められる。

ウ 上記イの文書3に係る不開示部分のうち、相手方に関する情報については、特定の個人の氏名及びその者と相手方との関係が記載されていることから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。そして、当該特定の個人の氏名及びその者と相手方との関係は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もなく、法5条1号に該当し、同条5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ その余の不開示部分（下記オの文書3の6行目以降の縦線で区切った左側部分を除く。）については、その記載内容から、これを公にすると、中断事案に関係する特定の受験者の人格等に密接に関係する情報が明らかになると認められることから、当該部分は、特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に該当するところ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められないことから、同条5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ しかしながら、上記の文書3に係る不開示部分のうち、文書3の6行目以降の縦線で区切った左側部分については、中断事案に関する情報の内容そのものではないと認められることから、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、法5条1号に該当せず、また、考査委員会議の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、特定の受験者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼしたりするおそれも認められないことから、同条5号に該当せず、さらに、司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、同条6号柱書き及びイにも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(4) 文書4について

ア 諮問庁は、文書4は、中断事案について、人事課職員が関係者から聴き取りを行った内容をまとめた報告書であり、文書4の不開示部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイに該当する旨説明する。

イ 文書4を見分すると、文書4は、中断事案について、人事課職員が関係者から具体的に聴き取りを行った内容をまとめた報告書であるところ、文書4の不開示部分には、中断事案についての司法試験実施業

務従事者の対応内容が具体的に記載されていると認められる。

ウ 上記イの文書4に係る不開示部分のうち、下記エの文書4の5行目から7行目の左から数えて9文字目までの部分を除く部分については、中断事案について、司法試験実施業務従事者の対応内容など、関係者以外には知り得ないと考えられる情報が具体的に記載されていると認められる。そうすると、これを公にすると、本来関係者以外には知り得ない試験場における配置態勢や、突発的事態が発生した場合の対応策を推知させる情報が明らかになり、今後試験妨害や不正行為をもくろむ者において、それらの行為が容易になるなどにより、司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、5号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ しかしながら、上記イの文書4に係る不開示部分のうち、文書4の5行目から7行目の左から数えて9文字目までについては、本件対象文書の別の箇所で同旨の情報が既に関示されていることから、これを公にしても、司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできず、法5条6号柱書き及びイに該当しない。そして、これを公にしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、同条1号にも該当せず、また、考査委員会議の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、特定の受験者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼしたりするおそれも認められないことから、同条5号にも該当しない。

したがって、当該部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(5) 文書5について

ア 諮問庁は、文書5は、中断事案について、人事課職員が関係者から聴き取りを行った内容をまとめた報告書であり、文書5の不開示部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイに該当し、さらに同不開示部分のうちの試験室(第3室)の配席図に記載されている特定室Bの部屋番号については、同条2号イにも該当する旨説明する。

イ 文書5を見分すると、文書5は、中断事案について、人事課職員が司法試験実施業務従事者から聴取した内容をまとめた報告書であるところ、文書5の不開示部分には、聴取対象者(司法試験実施業務従事者)の氏名、役職、電話番号及び聴取日時と、中断事案について、司法試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事柄等が具体的に記載されているほか、中断事案が発生した試験室である特定室Bの

部屋番号，試験室の配席及び中断事案に係る特定の受験者の動線（文書5に添付されている中断事案が発生した試験室の配席図中の不開示部分）が記載されていると認められる。

ウ 上記イの文書5に係る不開示部分のうち，聴取対象者（司法試験実施業務従事者）の氏名，役職及び電話番号について，諮問庁は，当該従事者は委託業者であり，当該氏名等は一切公表されていない旨説明するところ，これを覆すに足りる事情は認められない。そうすると，当該氏名，役職及び電話番号については，法5条1号本文前段の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ，同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。そして，当該氏名，役職及び電話番号は，個人識別部分であることから，法6条2項による部分開示の余地もなく，法5条1号に該当し，同条5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

エ その余の不開示部分（下記オの試験室の配席図記載の特定室Bの部屋番号の部分を除く。）については，当該試験地で行われた司法試験の実施・運営状況に関する聴取対象者（司法試験実施業務従事者）の対応内容や，その業務に関する事柄，聴取日時等が具体的に記載され，また，中断事案が発生した試験室の配席や，中断事案に係る特定の受験者の動線が記載されていることから，これを公にすると，本来関係者以外には知り得ない試験場における配置態勢や，突発的事態が発生した場合の対応策を推知せしめる情報が明らかになることから，今後試験妨害や不正行為を企図した者が生じた場合，各試験室の監督員や監督補助員がどのような態勢で配置されているか，いかなる対応を採るかについて相当程度推知させる情報を与えることになり，その結果，各試験室でこれらの者が対応困難となるようにあえて急病を装った妨害行為や，それに伴う不正行為等に及んだりすることが容易になる旨の諮問庁の説明は，首肯できる。

したがって，当該部分については，これを公にすると，司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから，法5条6号柱書きに該当し，同条1号，5号及び6号イについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

オ 上記イの文書5に係る不開示部分のうち，中断事案の起こった試験室（当該試験における試験室番号は「第3室」）の配席図に記載されている特定室Bの部屋番号について，諮問庁は，これを公にすると，イベント等で，トラブルが発生した特定会場Aの特定室Bの使用を避ける者等が出てくることが予想され，特定会社Cの権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり，法5条2号イに該当する

旨説明する。

そこで検討すると、当審査会事務局職員をして特定会社Cのホームページを確認させたところ、特定室Bの部屋の名称（部屋番号）は公表されていて、現在も同じ名称で使用されていると認められることから、特定室Bが司法試験の中断事案が起こった会場であるということが公にされると、上記のとおり、イベント等で、トラブルが発生した特定会場Aの特定室Bの使用を避ける者等が出てくることが予想される旨の諮問庁の説明は、否定し難い。

そして、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、受験会場の試験室（特定室B）の部屋番号は、公表しておらず、試験期間中のみ、特定会場Aのロビー及び試験室の入口に受験番号や試験室の階数とともに、会場の部屋番号を表示していたものの、これらの表示はあくまで受験者に対して、受験者が「第3室」が「特定室B」であることを知り得るようにしていたもので、広く一般に周知しているものではないとのことであり、これを覆すに足りる事情はないから、受験会場の試験室の「第3室」と「特定室B」が同一の試験室ということが、公になっているとまではいえない。

そうすると、特定室Bの部屋番号を公にすると、当該法人（特定会社C）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、同条1号、5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（6）文書6について

ア 諮問庁は、文書6は、中断事案について、人事課職員が関係者から聴き取りを行った内容をまとめた報告書であり、文書6の不開示部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイに該当し、さらに、不開示部分のうちの試験室（第3室）の配席図に記載されている特定室Bの部屋番号については、同条2号イにも該当する旨説明する。

イ 文書6を見分すると、文書6は、中断事案について、人事課職員が関係者から事実関係を確認してまとめた報告書であるところ、文書6の不開示部分には、中断事案に関係する特定の受験者の氏名、受験資格、受験番号及び受験回数や、中断事案についての事実確認経過が具体的に記載されているほか、中断事案が発生した試験室である特定室Bの部屋番号、試験室の配席及び中断事案に関係する特定の受験者の動線（文書6に添付されている中断事案が発生した試験室の配席図中の不開示部分）が記載されていると認められる。

ウ 上記イの文書6に係る不開示部分のうち、当該特定の受験者の氏名、受験資格、受験番号及び受験回数については、法5条1号本文前段の

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。そして、当該特定の受験者の氏名、受験資格、受験番号及び受験回数は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もなく、法5条1号に該当し、同条5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ その余の不開示部分（下記オの試験室の配席図記載の特定室Bの部屋番号の部分及び下記カの文書6の2枚目4行目の部分を除く。）には、司法試験実施業務従事者の対応内容や、その業務に関する事柄等が具体的に記載され、また、中断事案が発生した試験室の配席や、中断事案に関係する特定の受験者の動線が記載されていることから、これを公にすると、本来関係者以外には知り得ない試験場の配置態勢や、突発的事態が発生した場合の対応策を推知させる情報が明らかになることから、今後試験妨害や不正行為を企図した者が生じた場合、各試験室の監督員や監督補助員がどのような態勢で配置されているか、いかなる対応を採るかについて相当程度推知させる情報を与えることとなり、その結果、各試験室でこれらの者が対応困難となるようにあえて急病を装った妨害行為や、それに伴う不正行為等に及んだりすることを容易にする旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該部分については、これを公にすると、司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、5号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ また、上記イの文書6に係る不開示部分のうち、試験室の配席図記載の特定室Bの部屋番号については、上記（5）オと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号、5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ しかしながら、文書6の2枚目4行目については、本件対象文書の別の箇所と同旨の情報が既に開示されていることから、これを公にしても、司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認めることはできず、法5条6号柱書き及びイに該当しない。また、当該部分は、個人に関する情報とは認められないことから、同条1号に該当せず、さらに、これを公にしても、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、特定の受験者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼしたりするおそれも認められないことから、同条5号にも該当しない。

したがって、当該部分は、開示すべきである。

(7) 文書7について

ア 諮問庁は、文書7は、平成28年6月1日開催の短答式試験成績判定に係る考査委員会議において使用された会議資料であり、中断事案の事実経過等が記載されており、文書7の不開示部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイに該当する旨説明する。

イ 文書7を見分すると、文書7は、平成28年司法試験論文式試験民事系科目第2問における試験時間の中断についての概要と事実関係を具体的に記載したものであるところ、文書7の不開示部分には、中断事案に係る特定の受験者の状況、中断事案についての司法試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事柄等が具体的に記載されていると認められる。

ウ 上記イの文書7の不開示部分のうち、文書7の1(4)「中断が発生した原因」欄(文書7の1枚目16行目から21行目まで)並びに1枚目25行目から27行目まで、2枚目1行目から5行目まで及び7行目から9行目までについては、その記載内容から、これを公にすると、特定の受験者の人格等に密接に係る情報が明らかになると認められることから、当該部分の記載からは特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に該当するところ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められないことから、同条5号、6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ その余の不開示部分には、司法試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事柄等が具体的に記載されていることから、これを公にすると、本来関係者以外には知り得ない試験場の配置態勢や、突発的事態が発生した場合の対応策を推知させる情報が明らかになることから、今後試験妨害や不正行為を企図した者が生じた場合、各試験室の監督員や監督補助員がどのような態勢で配置されているか、いかなる対応を採るかについて相当程度推知させる情報を与えることとなり、その結果、各試験室でこれらの者が対応困難となるようにあえて急病を装った妨害行為や、それに伴う不正行為等に及んだりすることを容易にする旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

そうすると、その余の不開示部分のうち、文書7の2(2)「中断が必要であった事情及び再開に一定時間を要した原因」欄の記載部分を除く部分については、これを公にすると、司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、5号及び6号イについて判断するま

でもなく、不開示としたことは妥当である。また、文書7の2(2)「中断が必要であった事情及び再開に一定時間を要した原因」欄の記載部分については、当該記載部分の具体性に鑑みると、法5条6号イに該当し、同条1号、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(8) 文書8について

ア 諮問庁は、文書8は、平成28年9月5日開催の最終及落判定に係る考査委員会議において使用された会議資料であり、中断事案の事実経過や試験結果への影響の有無を分析した内容等が記載されており、文書8の不開示部分は、法5条1号、5号並びに6号柱書き及びイに該当し、さらに不開示部分のうちの試験室(第3室)の配席図に記載されている特定室Bの部屋番号については、同条2号イにも該当する旨説明する。

イ 文書8を見分すると、文書8は、平成28年9月5日開催の最終及落判定に係る考査委員会議において使用された会議資料であって、表紙並びに資料1及び資料2から成り、そのうちの表紙は、開催された判定会議の名称、開催日並びに同会議の資料1及び資料2の名称等を記載したものであるところ、表紙の不開示部分には、資料2の名称が記載されていると認められる。資料1は、平成28年司法試験論文式試験民事系科目第2問における試験時間の中断についての概要と事実関係を具体的に記載したものであるところ、中断事案が発生した試験室の配席図が添付され、資料1の不開示部分には、中断事案に関する特定の受験者の状況、中断事案についての司法試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事柄等が具体的に記載されているほか、中断事案が発生した試験室である特定室Bの部屋番号、試験室の配席及び中断事案に関する特定の受験者の動線(文書8に添付されている中断事案が発生した試験室の配席図中の不開示部分)が記載されていると認められる。資料2は、試験結果への影響の有無を分析した内容等が記載されているところ、そのうちの「資料2」及び最下段の「4」を除いた部分が不開示部分であると認められる。

ウ 上記イの資料1の不開示部分のうち、資料1の1(4)「中断が発生した原因」欄の記載部分並びに2(1)「事実経過」欄の1枚目25行目から27行目まで、29行目から33行目まで及び2枚目2行目から4行目までについては、その記載内容から、これを公にすると、特定の受験者の人格等に密接に関係する情報が明らかになると認められることから、当該部分は特定の個人を識別することはできないが、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号本文後段に該当し、同号ただ

し書イないしハに該当する事情も認められないことから、同条5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ また、資料1のその余の不開示部分（下記オの試験室の配席図記載の特定室Bの部屋番号の部分を除く。）には、司法試験実施業務従事者の対応内容やその業務に関する事柄等が具体的に記載され、また、中断事案が発生した試験室の配席及び中断事案に係る特定の受験者の動線が記載されていることから、これを公にすると、本来関係者以外には知り得ない試験場における配置態勢や、突発的事態が発生した場合の対応策を推知させる情報が明らかになることから、今後試験妨害や不正行為を企図した者が生じた場合、各試験室の監督員や監督補助員がどのような態勢で配置されているか、いかなる対応を採るかについて相当程度推知させる情報を与えることとなり、その結果、各試験室でこれらの者が対応困難となるようにあえて急病を装った妨害行為や、それに伴う不正行為等に及んだりすることを容易にする旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

そうすると、資料1のその余の不開示部分（下記オの試験室の配席図記載の特定室Bの部屋番号の部分を除く。）のうち、資料1の2（2）「中断が必要であった事情及び再開に一定時間を要した原因」欄の記載部分を除く部分については、これを公にすると、司法試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条1号、5号及び6号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。また、資料1の2（2）「中断が必要であった事情及び再開に一定時間を要した原因」欄の記載部分については、当該記載部分の具体性に鑑みると、法5条6号イに該当し、同条1号、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ さらに、資料1の不開示部分のうち、試験室の配席図記載の特定室Bの部屋番号については、上記（5）オと同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号、5号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

カ 上記の資料2の不開示部分については、個々の考査委員の発言が記載されたものではなく、考査委員会議の際に参考とされた資料ではあるが、合格点として特定の点数が決定される前提として、中断事案に関しては特段の措置を採らないとの結論に至った経緯等を推知させる内容が含まれていることから、合否判定に至る意思決定の過程等を推知させ得る基となった資料である旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法5条5号の国の機関の内部に

おける審議，検討又は協議に関する情報に該当すると認められる。

そうすると，当該不開示部分の記載内容に照らせば，不合格者の中から合否判定の前提となった事柄や判定に至る過程などにも不満を持つ者が存在し得ることから，当該部分を公にすると，そのような者から審査委員会議に出席した審査委員に対して，後日の問合せ，非難，中傷等の心理的圧迫となる行為がなされるおそれがあり，審査委員の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある旨の諮問庁の説明は，首肯できる。

したがって，当該部分については，法5条5号に該当し，同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

さらに，上記の検討結果からすると，上記の表紙の不開示部分についても，同様に法5条5号に該当し，同条1号並びに6号柱書き及びイについて判断するまでもなく，不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号，5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定について，諮問庁が不開示とされた部分は同条1号，2号イ，5号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては，別表に掲げる部分を除いた部分は，同条1号，2号イ，5号並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別表に掲げる部分は，同条1号，2号イ，5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 開示請求文書

- (1) 平成28年司法試験論文式試験民事系科目第2問の実施報告書その他試験の実施に関する文書（法務省行政文書管理規則別表第1「行政文書の保存期間基準」第26項参照）（同試験の試験監督者，教室責任者が作成した，東京試験地で発生した試験時間の中断時の受験生の様子及び同事案の対応の様子が記載されたメモ等を含む）（受付第435号）
- (2) 「平成28年司法試験短答式試験成績判定考査委員会議事要旨」（平成28年6月1日付）に記載されている，「東京試験地で発生した論文式試験民事系科目第2問における試験時間の中断事案についての事務局からの報告内容及び，同事案への対応については最終及落判定の際に改めて協議するとの結論に至る経緯，やり取りが記載された議事録，課員及び係員記載の議事メモ，未定稿書面その他同事案に関する話合いの具体的な内容が記載された一切の文書（受付第436号）
- (3) 「平成28年司法試験短答式試験成績判定考査委員会議事要旨」（平成28年9月5日付）に記載されている，「東京試験地で発生した論文式試験民事系科目第2問における試験時間の中断事案に関する協議」の議事録，課員及び係員記載の議事メモ，未定稿書面その他かかる協議の具体的な内容が記載された一切の文書（受付第436号）

2 本件対象文書

- 文書1 平成28年司法試験実施状況報告書
- 文書2 看護結果報告書（5月12日）
- 文書3 電話録取書
- 文書4 報告書
- 文書5 聴取報告書5通
- 文書6 事実確認経過等に関する報告書
- 文書7 平成28年司法試験論文式試験民事系科目第2問における試験時間の中断について
- 文書8 試験中断事案の分析資料

別表

文書名	開示すべき部分
文書 1	1 枚目 5 行目の司法試験実施業務従事者の役職部分
文書 2	看護結果報告書の様式の表頭の記載部分
文書 3	6 行目以降の縦線で区切った左側部分
文書 4	5 行目から 7 行目の左から数えて 9 文字目まで
文書 6	2 枚目 4 行目

(注) 表中の文字数については、句読点も 1 文字として数える。